

長 監 査 第 3 2 号
令和3年2月24日

長 泉 町 長 池 田 修 様
長泉町議会議長 柏 木 豊 様

長泉町監査委員 村 田 正 志

長泉町監査委員 山 田 勝

令和2年度財政援助団体等監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査を下記のとおり実施したので、別添のとおり結果を通知します。

記

1 監査の対象及び実施日

実施日	団体名称	区 分	所管部課
令和2年 10月20日 (火)	長泉町社会福祉協議会	財政援助団体	福祉保険課
		指定管理者 (福祉会館、在宅福祉総合センター)	
令和3年 2月3日 (水)	長泉町商工会	財政援助団体	産業振興課
	加和太建設株式会社	指定管理者 (桃沢野外活動センター、桃沢キャンプ場、 桃沢グラウンド、桃沢工芸村)	健康増進課

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年9月31日までの間に執行された出納その他の事務事業で、財政援助団体については本町からの補助金交付に係るもの、指定管理者（公の施設の管理団体）については公の施設の管理運営に係るもの。

3 監査の方法

監査の対象及び監査の範囲とした団体の事務が適正に執行されているかについて、あらかじめ提出等を求めた事業報告書、決算書等の資料をもとに、抽出により諸帳簿等の関係書類について監査するとともに、関係者から説明を聴取した。併せて、所管課における補助金交付等の事務手続、指導監督等が適切に行われているかについて監査を実施した。

4 監査の結果

補助金は、交付目的に沿って概ね適正に執行されていると認められるが、変更承認された補助金額が変更理由以外で用途されたことが見受けられる。

公の施設の指定管理は、基本協定、事業計画等に沿って適正に管理・運営されていると認められる。また、出納事務についても適正に処理されていると認められるが、協定書に必要な収入印紙が貼けられているものがある。

※各団体ごとの監査結果は、個別に通知するものとする。